

議事要旨(6) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

初めに、西川副委員長及び秋葉統括研究員から、公表物として想定されている実務対応報告の文案を想定した資料である「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、特別目的会社専門委員会における検討状況の説明がなされた。

1. 目的

投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれることは明らかであるが、近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されており、その適用に関する取扱いをより明確にすることが必要ではないかという意見があることから実務上の取扱いを示す旨の説明がなされた。

2. 投資事業組合に対する支配力基準の適用について

- (1) まず、投資事業組合についても、実質支配力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、業務執行の決定は出資者（営業者を含む。）が行うため、議決権ではなく、業務執行権により判断することとなる旨の説明がなされた。そして、実質支配力基準を考える上で、「緊密な者」に、自己と過去における関係がない場合でも、当該投資事業組合との関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる者を含む旨の説明がなされた。
- (2) 子会社の範囲について通常の会社の場合と同様、投資事業組合の子会社についても子会社である旨の説明がなされた。なお、子会社である投資事業組合が保有する他の会社等が子会社に該当するか否かの判断基準については、議論はあるが、専門委員会では、営業取引としての投資育成目的や再生支援目的で他の会社等の株式を所有している場合でも、通常、意思決定機関を支配していると考えられる場合には、当該他の会社等は、親会社の子会社に該当すると考えている旨の説明がなされた。
- (3) 連結の範囲について、一般の会社と同様、支配が一時的なもの、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲には含まれない。

3. 投資事業組合に対する影響力基準の適用について

投資事業組合は、通常の会社の場合と同様、影響力基準により関連会社と判定される旨の説明がなされた。

これらに対して委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ 2(2)のなおという点については、専門委員会での方向性で良いと思われる。
- ・ 2(3)に関し、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社について、誰も連結しない投資事業組合が出てくるのではないか。また他が支配しているとダブルで子会社にはならないので、文言には注意する必要があるとの説明がなされた。
- ・ 3については、連結の範囲を増やすだけではなく、連結してはならない範囲についても議論すべきである。
- ・ 今回の対応により、連結の範囲を変更すると誤謬になるのか、それとも会計基準の変更に伴う会計方針の変更になるのか。これに対して、事務局からは次回の専門委員会において検討して行く予定であるとの説明がなされた。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。